

公の施設整備 0801 業務 ふくしま県民の森地区

条件付一般競争入札
入札説明書

令和8年7月29日

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）及び本件「公の施設整備 0 8 0 1 業務 ふくしま県民の森地区」に係る条件付一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、福島県が発注する業務契約に関し、本件入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者）

福島県知事 内堀 雅雄

2 入札に付する事項

入札公告に示すとおり。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札公告に示すとおり。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、上記 3 に掲げる必要な資格の確認を受けるため、条件付一般競争入札参加資格確認申請書及び関係書類を郵送、持参又は電子メールにより下記 5 (1) に示す場所に提出し、当該資格の確認申請をすること。

5 入札書の提出期限等

(1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限及び提出場所

令和 8 年 8 月 12 日（水）午後 5 時 00 分

福島県農林水産部農林総務課（福島県庁西庁舎 9 階 27 番出入口）

(2) 入札書及びその添付書類の提出日時及び提出場所

令和 8 年 8 月 26 日（水）午前 10 時 00 分

福島県自治会館 自 804 会議室（福島市中町 8 番 2 号）

(3) 開札の日時及び場所

令和 8 年 8 月 26 日（水）午前 10 時 00 分

福島県自治会館 自 804 会議室（福島市中町 8 番 2 号）

6 入札書の提出方法

(1) 入札者は、指定の入札書（様式 3）に必要とする事項を記載し、上記 5 に示す日時及び場所へ持参すること。郵送及び電子メールによる入札は不可とする。

(2) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。

ア 条件付一般競争入札参加資格確認通知書（県からの通知）の写し

イ 委任状（様式 4。代理人が出席し、入札する場合。）

(3) 入札書には、次の事項が記載されなければならない。

ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の 100 分の

10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載並びに代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。

ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び代理人の印を押印すること。

7 入札保証金

(1) 入札に参加を希望する者は、次により入札保証金を納付すること。

ア 入札保証金の額は、見積りに係る金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の3以上の額であること。

イ 入札保証金は、あらかじめ県が発行した納入通知書により現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるか、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。

ウ 入札保証金の納付又はこれに代わる担保の提供（以下「入札保証金の納付等」という。）は、上記5（3）に掲げる期日までに行うこと。

エ 入札保証金の納付等を行おうとする入札参加者にあつては、令和8年8月12日（水）までに上記5（1）の資格確認申請書の提出先に連絡のうえ指示を受けること。

オ 入札者で入札保証金を納付した者は、県が発行した入札保証金に関する納入通知書により納付した領収書を、上記5（2）に掲げる日時及び場所に持参すること。

(2) 財務規則第249条第1項各号（別記1）のいずれかに該当する場合、入札保証金の一部又は全部を免除する。

なお、入札保証金の納付の免除を希望する者は、入札保証金納付免除申請書（様式8）を、令和8年8月12日（水）午後5時15分までに、上記5（1）の提出先に提出しなければならない。

9 入札方法及び開札等

(1) 開札は、上記5に示す日時及び場所で行う。

(2) 開札に先立ち、入札者は上記6（2）及び7（1）オで指定する書類確認を受けるものとする。

(3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。入札者又はその代理人が立ち合わない場合は、入札執行事務に係らない職員を立ち会わせて行うものとする。

(4) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付することができるものとする。

(5) 再度の入札は2回までとする。

(6) 前号においても落札者が決定しないときは、随意契約に移行する。その際は見積書

(様式3) に必要事項を記載して提出すること。

10 入札者に要求される事項

入札者は、入札書及び添付書類を期限までに提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

11 入札心得

(1) 入札者は、入札公告、入札説明書、仕様書等を熟知のうえ入札しなければならない。

この場合において、当該委託業務の仕様等について疑義がある場合は、条件付一般競争入札仕様書等に関する質問書(様式1)により、福島県農林水産部農林総務課(上記5の(1)に同じ)に、令和8年8月4日(火)までに説明を求めることができる。質問書は原則電子メールにより提出し、持参又は郵送とする場合は入札公告に示す問い合わせ先へ電話連絡すること。

県は、福島県農林水産部ホームページに掲載する方法により、令和8年8月7日(金)までに回答する。

(2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とするが、(3)に掲げる代理人をして入札させるときは、この限りではない。

(3) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状(様式4)を持参させ、確認を受けなければならない。

(4) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理人になることができない。

(5) 入札者は、次の各号のいずれかに該当する者を入札代理人にすることができない。

ア 契約の履行に当たり、故意に不正の行為をした者

イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合(談合)した者

ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

オ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(6) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。

(7) 開札時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することができない。

(8) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

12 入札の取り止め等

入札者が連合(談合)し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を参加させず、又は入札の執行

を延期し、若しくは取り止めることができる。

13 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 上記3に示す入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (5) 郵送による入札
- (6) 記名又は押印を欠く入札
- (7) 金額を訂正した入札
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (9) 同一人物が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (10) 明らかに連合（談合）によると認められる入札

14 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定めるものとする。

この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 財務規則第229条第1項各号（別記2）のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (3) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (4) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則の定めるところによる。

16 契約書等の作成

- (1) 委託契約書（以下「契約書」という。）を作成する場合において、落札者は、発注者が交付する契約書（案）に記名押印し、委託者が指定した期日までに契約書の取り交わしを行うこと。

本契約案件は、県が調達した電子契約サービスを利用した契約締結を行うことができる。

電子契約による契約締結を希望する場合は、「電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書」（※）に必要事項を記載のうえ、発注機関の契約事務担当者宛に電子メールにより提出すること。（電子契約を希望しない場合は従来の書面による契約とする。）

(※) 希望する場合は次の担当者アドレス宛に依頼メールを送付してください。

【担当者】福島県農林総務課 佐久間

(soumu.aff.yosankeiri@pref.fukushima.lg.jp)

- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第 234 条第 5 項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。(電子契約の場合は双方の電子署名がそろったとき(≒タイムスタンプ刻印日＝契約書に記載する契約締結日)に確定する。)
- (3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書(案)を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

17 契約条項

契約条項は、別紙契約書(案)及び財務規則による。

18 その他

- (1) 契約締結権者の氏名は、福島県知事 内堀 雅雄とする。
- (2) 条件付一般競争入札参加資格確認通知書を受理した後、入札の完了までに入札を辞退する場合は、入札辞退届(任意様式)を提出すること。
- (3) 入札書が無効となった者は、当該入札に再度参加することはできない。
- (4) 当該契約に関する事務を担当する部門は、上記 5 の(1)と同じである。

別記 1

福島県財務規則（抜粋）

（入札保証金の減免）

第 249 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。

(2) 施行令第 167 条の 5 第 1 項又は施行令第 167 条の 11 第 2 項の規定により入札に参加者に必要な資格を定めた場合においては、一般競争入札に参加しようとする者が、当該資格を有する者であつて、過去 2 年間に国（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(3) から (4) まで （略）

2 （略）

別記 2

福島県財務規則（抜粋）

（契約保証金の減免）

第 229 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) （略）

(2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。

(3) （略）

(4) 施行令第 167 条の 5 第 1 項又は施行令第 167 条の 11 第 2 項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、契約の相手方が、当該資格を有する者であつて、過去 2 年間に国（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（令和 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。第 249 条第 1 項第 2 号において同じ。）、国立大学法人（国立大学法人法（令和 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人をいう。第 249 条第 1 項第 2 号において同じ。）又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（令和 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。第 249 条第 1 項第 2 号において同じ。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(5) から (18) まで （略）

2 （略）

(様式1)

条件付一般競争入札仕様書等に関する質問書

令和 年 月 日

福島県農林水産部農林総務課長

質問者 住所
商号又は名称 (代表者印)
代表者職・氏名
担当者職・氏名
電話番号 ()
FAX ()

公 告 日	令和8年7月29日	
業 務 名	公の施設整備0801業務 ふくしま県民の森地区	
冊子名及び 該当ページ	質問項目	質問の趣旨・内容

- 注 1 質問書は電子メールにより送信した後、必ず電話で着信の確認をすること
2 記載欄が不足する場合は、この様式を複写して記載すること
3 冊子名及び該当ページ欄には、「入札説明書」、「仕様書」等の区分とその該当ページを記載すること。

(様式2)

条件付一般競争入札仕様書等に関する質問・回答書

令和 年 月 日

福島県農林水産部農林総務課長

公 告 日	令和8年7月29日	
業 務 名	公の施設整備0801業務 ふくしま県民の森地区	
質 問 項 目	質問内容	回 答

(様式3)

入 札 書 (見 積 書)

金額	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

件名及び数量 公の施設整備 0 8 0 1 業務 ふくしま県民の森地区 一式

上記のとおり入札（見積）いたします。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者職・氏名
(代理人氏名、押印)

印

福島県知事 内堀 雅雄 様

- 注) 1 金額の文字の頭に、㊦を付すこと。
2 再度入札の場合には、入札書の前に「再」と記入すること。
3 代理人をして入札する場合には、代理人であることの表示、当該代理人の氏名を記載し、代理人の印を押印すること。
4 入札として使用する際は、見積書を二重線で消し込むこと。（見積書として使用する場合は、入札書を二重線で消し込むこと。）

(様式4)

委 任 状

私は都合により下記の者を代理人と定め下記事項を委任します。

令和8年8月26日に執行される「公の施設整備0801業務 ふくしま県民の森地区」
の入札及び見積りに関する一切の権限。

令和 年 月 日

福島県知事 内堀 雅雄 様

委任者	住 所	
	商号又は名称	
	代表者職氏名	印

受任者	職名又は住所	
	氏 名	印

(代理人が出席する場合に必要)

(様式5)

条件付一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

福島県知事 内堀 雅雄 様

(〒 ー)

住所

商号又は名称

代表者職・氏名

印

電話番号

FAX番号

(作成担当者 職・氏名)

令和8年7月29日付けで公告のありました「公の施設整備0801業務 ふくしま県民の森地区」に係る条件付一般競争入札参加資格について確認を受けたいので、入札参加に必要な資格要件等を満たすことを示す書類を添付して、資格の確認を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、すべて事実と相違なく、かつ、地方自治法施行令167条の4第1項及び第2項のいずれにも該当していないことを制約します。

記

1 件名

公の施設整備0801業務 ふくしま県民の森地区

2 福島県入札参加資格制限措置の有無について

有 ・ 無

3 同種業務履行実績調書(様式7)の添付

有 ・ 無

(様式6)

(注：本書の提出は不要です。)

条件付一般競争入札参加資格確認通知書

令和 年 月 日

様

福 島 県 知 事 印

先に申請のありました契約に係る入札参加資格については、下記のとおり確認したので、お知らせします。

記

業務名称		
本公告に係る	有	
入札参加資格	無	
の有無	入札参加資格がないと認めた理由	

- ※ 1 入札参加資格がないと通知された方は、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。
- 2 この確認通知書は、入札書の開札日に入札執行者から入札参加資格を確認するため提示を求められますので、開札日に必ず持参してください。

(様式 7)

同種業務履行実績調書

	実績①	実績②
発注機関 (発注者)		
委託名		
委託内容		
契約年月日		
履行期間		
契約金額		

福島県知事 内堀 雅雄 様

申請者 住 所
商号又は名称
代表者職・氏名

印

- (注 1) 入札保証金納付免除申請書に添付する場合は、過去 2 年間における契約案件 2 件について記載してください。
- (注 2) 履行実績を証明するものとして、次の書類を添付すること。
- 1 契約書の写し
契約書の写しを添付できない場合は、内容等を証明できる書類
- 2 実績は本店・支店を問わない。

(様式 8)

入札保証金納付免除申請書

令和 年 月 日

福島県知事 内堀 雅雄 様

申請者 住 所

商号又は名称

代表者職・氏名 (代表者印)

「公の施設整備 0801 業務 ふくしま県民の森地区」に係る条件付一般競争入札の入札保証金の納付を免除されたく下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 入札保証保険契約を締結したことを証する書面（保険証券）。
- 2 入札参加者が、過去２年間に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を数回にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行（契約履行中のものは含まない。）したことを証する同種業務履行実績調書（様式７自治体が発注した契約については、契約書の写を添付すること）。

(注) 提出書類により 1 又は 2 に○印を付してください。

(様式9)

暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書

福島県知事 内堀 雅雄 殿

- 1 私は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて福島県の信用を毀損し、または福島県の業務を妨害する行為
- 3 私は、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切である場合には、私は福島県から請求があり次第、福島県に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁償します。
- 4 上記に関して不法行為があった場合は法的措置（民事・刑事）を講じられても構いません。
- 5 貴職において必要と判断した場合に、別紙「役員一覧」等により提出する当方の個人情報 を警察に提供し、表明・確約事項を確認することについて同意します。

記入日 令和 年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名又は
個人事業主の氏名



事業者名

役員一覽

[illegible]

※2 この情報は、入札参加資格の確認のために必要となります。個人情報の保護に関する法律に基づき、個人情報を当該目的以外に利用しません。